

ある」との確認がなされており、これは検査場所が開設されない現実を無視した判断です(判断の過誤)。

また、「バスの確保と配備ができない」という点については、バスの確保と配備にとつて乗り越えるべき課題(必要台数、席数、バス事業者に協力を要請する責任主体、厚生労働省の改善基準告示で定めるバスの運転手の拘束時間内の稼働、添乗員(市の職員)の確保等)について、協議会及び作業部会は議題の対象にしておらず、議論も行われていません(判断の欠落)。にもかかわらず、令和2年3月25日の協議会において、バスの確保と配備について、原子力災害対策指針等に照らし、以下の内容で「具体的・合理的」であるとの確認がなされたのです。

すなわち、宮城県及び宮城県バス協会の両者ともに責任主体であることを否定し、両者ともに事業者に対する継続的協力要請を行っておらず、いざという時、何台バスが確保できるかは不明ですが、同協議会では、両者が協力してバスの確保ができるかのような判断をしており(「宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」に基づき住民避難用バスを確保。」とされている)、現実を無視した判断です(判断の過誤)。また、同協議会では、「宮城県は、住民の一時移転等に備え、宮城県バス協会等にバスの派遣準備を要請。」ともされていますが、協会がバスの確保と配備の責任主体であることを否定し、責任主体は県であると主張している現実を無視した判断であります(判断の過誤)。

このように、県と市の避難計画では、その中核部分である「検査場所を開設できない」と、「バスの確保と配備ができない」のです。

したがって、県と市の避難計画は原子力災害対策指針等に違反して、実効性を欠いていることは明らかであり、中核部分について議論もしない女川地域原子力防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過しがたい過誤や欠落があったことは明らかで、かかる県と市の避難計画の不備によって、県と市の避難計画が存在しない場合よりもさらに避難が遅れる、ないし避難ができなくなることは必至であり、その被害を被るのは、単に本訴訟の控訴人らだけでなく、PAZ、準PAZ、そしてUPZに居住する人のほぼすべてなのであります。

(3)さらに、控訴人らとしては、11月2日に、「訴訟進行に関する意見書」をも提出し、上記(2)記載の第3準備書面への被控訴人の反論を、次回期日の1週間前までに提出することも求めています。

2 控訴審第2回口頭弁論期日においては、期日間に提出した、控訴人らの第2準備書面(甫守弁護士との1回期日でのプレゼンテーションをまとめたもの)、及び上記1(2)記載の第3準備書面の陳述を行い、裁判所と被控訴人との間で今後の進行について協議される見込みです。控訴審裁判所は、上記メモを出しており、一審判決と異なり、避難計画の実効性の中身についての判断をすることが期待できます。同期日でも多くの傍聴をよろしくお願いいたします。

福島原発事故を忘れてはならない!

13年を経ても福島原発事故の原因は究明されておらず、真の再発防止策は立てられていません。福島原発と同じ、古い沸騰水型原発(BWR)である女川原発を動かしてはなりません。

「被災原発」を再稼働してはならない!

女川原発は何度も基準地震動を上回る地震に見舞われ、重大な損傷を受けた「被災原発」です。1月1日発生した「能登半島地震」における志賀原発では、変圧器損傷による外部電源一系統の受電不能、1号機起動変圧器の油漏れ、核燃料プール冷却ポンプの一時停止とスロッシング(振動による水の揺動)による

今の避難計画では逃げられない!

石巻市民が訴えた裁判の中で、「今の避難計画では逃げられない」とが、誰の眼にも明らかになりました。避難計画の実効性なくして再稼働はあり得ません。女川原発を再稼働させるな!すべての原発を直ちに止めろ!

溢水、30⁺圏内のモニタリングポスト15台の欠測等々が発生しました。原子力規制委員会は、このような事態にもかかわらず「異常なし」「大丈夫だ」と。地震が頻発するところでの原発再稼働などもつてのほかです。巨大地震の震源域に近い女川原発を、将来どこまでの地震・津波が襲うのか、誰にも予測できません。

Stop! 女川原発再稼働
さようなら原発全国集会 in 宮城

2024 **3/23 (土)**
仙台市 勾当台公園市民広場
(仙台市役所向い)

14:00 集会スタート
15:00 アピール行進
◆雨天決行

発言 鎌田 慧 さん (さようなら原発1000万人アクション呼びかけ人) 他

控訴審が始まりました!
裁判支援カンパのお願い

【郵便振替口座】02250-6-118564
口座名義: 門間 弘